

宮ノ陣クリーンセンター維持管理記録

更新月：令和8年1月

1. 処分した一般廃棄物(燃やせるごみ)の量

項目		12ヶ月間の処理量												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ごみ処理量	燃やせるごみの処理量	t	2,666.57	2,936.84	2,934.95	2,790.06	2,586.98	2,771.13	2,796.15	2,459.92				

2. 燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度の一酸化炭素(CO)濃度(すべての日平均値の月平均値)

項目	自主規制値	1号炉												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃焼ガス	—													
測定結果	燃焼室ガス温度	°C	913	909	911	912	914	914	911	912				
	集じん器入口温度	°C	165	164	165	165	165	165	165	165				
	一酸化炭素濃度(1時間平均)	ppm	100	2	3	3	3	5	6	2	3			

項目	自主規制値	2号炉												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃焼ガス	—													
測定結果	燃焼室ガス温度	°C	913	914	912	913	—	907	914	914				
	集じん器入口温度	°C	165	165	165	165	—	165	165	165				
	一酸化炭素濃度(1時間平均)	ppm	100	1	1	0	0	—	2	1	2			

燃焼ガスの測定結果は、自動分析計で連続的に測定した値の月平均値を算出しています。

測定箇所は、燃焼室ガス温度は燃焼室出口、集じん器入口温度は集じん器入口、一酸化炭素濃度は煙道での測定になります。

燃焼温度を800度以上の高温にして完全燃焼させ、ダイオキシン類の発生を防止しています。また排ガスは、概ね200度以下にし、ダイオキシン類の再合成を防止しています。

3. 冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った日

項目	1号炉・2号炉 共通
冷却設備、排ガス処理設備	焼却炉の運転中は自動で常時引抜き除去を実施しています

4. ばい煙濃度

項目	規制基準	1号炉												
		協定値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ばい煙濃度	試料採取日	—		5月30日					10月20日	11月19日				
	結果の得られた日	—		6月11日					10月31日	12月5日				
測定結果	窒素酸化物濃度	ppm	250	48					48	46				
		100												
	硫黄酸化物濃度	ppm	3063	18					20	23				
		50												
	塩化水素濃度	mg/m <sup>3</sup>	700	2					7	20				
約80														
ばいじん量	mg/m <sup>3</sup>	0.08		<0.001					<0.001	<0.001				
		0.01												
排ガス中のダイオキシン類濃度	試料採取日	—	10月14日											
	結果の得られた日	—	11月13日											
測定結果	ng-TEQ/m <sup>3</sup>	1以下	0.0025											
		0.05以下												

項目	規制基準	2号炉													
		協定値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ばい煙濃度	試料採取日	—			6月27日				10月20日						
	結果の得られた日	—			7月15日				10月31日						
測定結果	窒素酸化物濃度	ppm	250		45				45						
		100													
	硫黄酸化物濃度	ppm	3063			7.6				16					
		50													
	塩化水素濃度	mg/m <sup>3</sup>	700			35				9					
約80															
ばいじん量	mg/m <sup>3</sup>	0.08			<0.001				<0.001						
		0.01													
排ガス中のダイオキシン類濃度	試料採取日	—	10月14日												
	結果の得られた日	—	11月13日												
測定結果	ng-TEQ/m <sup>3</sup>	1以下	0.0017												
		0.05以下													

規制基準：大気汚染防止法

ばい煙濃度の測定結果は、窒素酸化物濃度、塩化水素濃度、ばいじん量は、酸素濃度12%換算による補正濃度です。

6月に1回、炉ごとにばい煙濃度を測定しています。

試料は煙道から採取しています。